

# 事業主の皆さん 償却資産の申告を

出(電子申告の申し込み)が必要です。  
詳しくは、eLTAXホームページ  
を確認してください。

HP <https://www.eltax.lta.go.jp/>

1月1日時点で市内に償却資産を

所有している事業主は、固定資産税  
(償却資産)の申告が必要です。

申告書は12月中旬に送付します。

新規開業などで届いていない場合は、  
問い合わせてください。新規で申告

する人のみに「申告の手引」を同封  
しています。

※新規以外で「申告の手引」が必要  
な人は、市ホームページからダウ  
ンロードしてください。

今回から、償却資産の課税標準額  
が少額の人には、申告書を送付せず、  
申告案内のはがきを送付しています。  
資産の増減や事業の廃止、住所氏名  
の変更があった場合は、市ホームページ  
から様式をダウンロードし、申告  
してください。



市ホームページ

## ● 主な償却資産

構築物 駐車場の舗装・屋上看板  
などの広告設備・門・塀・緑化

施設 など

機械および装置 工作機械・印刷  
機械などの各種産業用機械・

駐車場機械装置 など

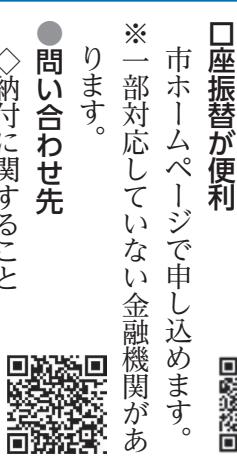
※太陽光発電設備は償却資産に当  
てはまり、住宅用では受給最大  
電力が10kW以上の場合、課税対  
象となります(建材型ソーラー  
パネルを除く)。

車両および運搬具 大型特殊自動  
車(自動車税・軽自動車税の対  
象となる乗用車・トラックなど  
は除く)

◆ 土地・家屋の所有者が亡くなつた  
◆ 家屋を取り壊した  
※12月末までに法務局で登記手続き  
をした場合は、届け出の必要はあ  
りません。

● 出期限 12月22日(金)  
● 問い合わせ先  
市税課固定資産税担当

☎ (580) 1829



市ホームページで申し込みます。  
※一部対応していない金融機関があ  
ります。

● 問い合わせ先  
納税課納税相談担当

☎ (580) 1975



納税課納税管理担当

☎ (580) 1832

12月25日(月)が  
納期限です

◇ 固定資産税(第4期)  
◇ 国民健康保険税(第7期)  
◇ 介護保険料(第7期)  
◇ 後期高齢者医療保険料(第6期)

延滞金は  
年 8.7%